

LPガス・特別高圧電力利用事業者経営改善支援事業費補助金 に関するQ&A

Q & Aは、随時更新します。最新の状況は京都府ホームページを確認願います。

令和5年9月14日時点

■ LPガス

問1 中古品の機器やシステムの導入は補助対象となりますか。

なりません。

問2 LPガス以外を使用する機器（例：電気機器）からLPガス機器への買い替えは補助対象となりますか。

なります。

問3 LPガス機器からLPガス以外を使用する機器（例：電気機器）への買い替えは補助対象となりますか。

なりません。

問4 LPガスと電気等のハイブリッドの機器への買い替えは補助対象となりますか。

LPガスを使用している機器であれば、ハイブリッドの機器も対象となります。

問5 汎用性のあるシステム（例：ワード、エクセル）は補助対象となりますか。

なりません。

問6 システム使用料（クラウド型システムやインストール型システムの使用料）は補助対象となりますか。

なります。

ただし、補助対象期間（令和5年7月6日～令和6年1月31日）に支払いが完了するもののみとし、年額、月額で支払いしている場合は、月割り、日割りで計算し、補助対象経費を算出してください。

問7 令和5年7月5日以前から導入しているシステムの利用料は補助対象となりますか。

なりません。

問8 令和5年7月5日以前から導入している補助対象のシステムを対象期間中に更新する場合、更新費用は補助対象となりますか。

更新後の補助対象であるシステムが、更新前のシステムと比べて機能拡充していれば対象となります。※経営の効率化につながるものに限る。

問9 LPガス・特別高圧電力両方の申請はできますか。

できます。1事業者につき申請は1回のみとなっているため、交付申請書（第1号様式）の申請区分欄でLPガスと特別高圧電力の両方にチェックを入れ、両方に係る必要書類が揃えて1回で申請願います。

問10 対象機器にある「業務用厨房機器」とはどのような機器を想定していますか。

ガスコンロ、ガスオーブン、ガス炊飯器等を想定しています。

問11 対象機器にある「温水機器」とはどのような機器を想定していますか。

ガス給湯器、ガスふろがま等を想定しています。

問12 LPガス販売事業者が、自社でLPガスを使用していない場合は補助対象となりますか。

なりません。

問13 LPガスを利用しているかどうかは、どう確認すればよいですか。

契約書または検針票でご確認ください。または、現在利用しているガス機器に貼付されているラベルで、適合するガスの種類の記載を確認ください。ただし、交付申請の際には、LPガスの販売契約を締結していることが確認できる契約書または検針票が必要となります。ご不明な場合は、契約書や検針票に記載の事業者へお問い合わせください。

■特別高圧電力

問1 中古品の機器やシステムの導入は補助対象となりますか。

なりません。

問2 汎用性のあるシステム（例：ワード、エクセル）は補助対象となりますか。

なりません。

問3 システム使用料（クラウド型システムやインストール型システムの使用料）は補助対象となりますか。

なります。

ただし、補助対象期間（令和5年7月6日～令和6年1月31日）に支払いが完了するもののみとし、年額、月額で支払いしている場合は、月割り、日割りで計算し、補助対象経費を算出してください。

問4 令和5年7月5日以前から導入しているシステムの利用料は補助対象となりますか。

なりません。

問5 令和5年7月5日以前から導入している補助対象のシステムを対象期間中に更新する場合、更新費用は補助対象となりますか。

更新後の補助対象であるシステムが、更新前のシステムと比べて機能拡充していれば対象となります。※経営の効率化につながるものに限る。

問6 LPガス・特別高圧電力両方の申請はできますか。

できます。1事業者につき申請は1回のみとなっているため、交付申請書（第1号様式）の申請区分欄でLPガスと特別高圧電力の両方にチェックを入れ、両方に係る必要書類が揃えて1回で申請願います。

問7 特別高圧電力を利用しているかどうかは、どう確認すればよいですか。

契約書または請求書でご確認ください。なお、契約書や請求書で契約種別が「低圧電力」や「高圧電力」と記載されている場合は、特別高圧電力ではありません。

問8 低圧電力、高圧電力を利用している場合、今回の補助対象となりますか。

なりません。

問9 キュービクルがあれば特別高圧電力を利用していると考えられますか。

キュービクルがあることだけで、特別高圧電力を利用しているとは判断できませんので、契約書または請求書を確認ください。

■その他

問1 社会福祉法人や医療法人は補助対象となりますか。

なりません。

問2 対象となる機器はカタログ等で『省エネ』を謳っているもののみですか。

省エネと記載がなくても対象となります。

問3 省エネ機器とは何を以て判断されるのですか。

新しい機器の導入によって、諸経費の削減が見込める事が前提となります。交付申請書（第1号様式）の「導入によって想定される効果」及び実績報告書（第4号様式）の「導入による効果」の記載内容をもとに審査します。

問4 社員寮に設置する機器は、補助対象となりますか。

なりません。

問5 申請事業者の事業活動が確認できる書類について、税務署の受領印がない確定申告書の写しを提出することは可能ですか。

確定申告書に税務署の受領印がなくても、税理士署名があれば可です。電子申告のため、確定申告書に受領印及び税理士署名がない場合は問6を参照願います。

問6 確定申告が電子申告である場合、どのような書類が必要ですか。

電子受付日時及び電子申告受付番号が印字された確定申告書を提出してください。
上記資料がない場合は、確定申告書及び電子申告の受付が完了したことがわかる資料（受信通知等）を提出してください。

問7 クレジットカードで支払いをしても補助対象となりますか。領収書の他に必要な書類はありますか。

金融機関等への振込によることができない場合に限り対象とします。実績報告時には、領収書、カード利用明細書、補助対象期間内に口座から引き落とされたことがわかる資料の提出をお願いいたします。

問8 申請をしてからどれくらいで交付決定が出ますか。

申請数によって前後しますが、およそ1か月程度を予定しております。